

【児童クラブの入会基準等】

(令和8年9月時点)

児童クラブに入会できる児童は、『保護者のいずれも』が放課後等に児童をみることができず、次のいずれかに該当する場合です。

入会の理由	状況等		基準等	必要書類
就労等 ※就労予定 （内定済等） を含む	【家庭外労働等】 家庭外で仕事をするため、放課後等に児童をみることができない。	1 か月に 64 時間以上仕事をしていて次のいずれかに該当すること。 ① 勤務の終了時刻が 14 時以降、または帰宅時刻が 15 時以降 ② 勤務の開始時刻が 19 時以前、または勤務のため家を出発する時刻が 18 時以前 ※ 「1 年生」または「長期休業期間利用」の場合①及び②の条件は不要とする。		■ 就労証明書 ※勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの ※保護者本人の作成は不可
	【家庭内労働等】 家庭内で日常の家事以外の仕事をするため、放課後等に児童をみることができない。			■ 自営業申立書、または就労証明書
疾病・障がい等	保護者自身の病気やケガによる通院や入院、心身の障がいのため、放課後等に児童をみることができない。		■ 申立書 ■ 診断書の写し、または身体障害者手帳等の写し ※放課後等に児童をみることができないことがわかる内容のもの (疾病・障がい等の場合と同じ)	
介護・病気の看護等	長期にわたり病人や心身障がい者の介護・看護等にあたっているため、放課後等に児童をみることができない。			
就学	学校または職業訓練等に通っている（自宅外）ため、放課後等に児童をみることができない。		■ 在学証明書 ■ 授業時間がわかるもの（カリキュラム表など）	
妊娠・出産	妊娠中または出産後のため、放課後等に児童をみることができない。	出産予定月をはさんで、産前、産後各 2 か月の合計 5 か月。ただし、実際の出産が出産予定月と異なった場合は、期間が変更となる。	■ 母子手帳の写し ※母子手帳の表紙と出産予定日（出産日）がわかるページの写し	
災害復旧	震災や風水害や火災などの災害のため、その復旧にあたっており、放課後等に児童をみることができない。		■ 申立書 ■ 罹災証明書がある場合は証明書等	
その他	虐待や DV のおそれがあるときなど、市長が必要と認める場合。（個別に市へ相談が必要です）		■ 市長が必要とする書類	

※ 「保護者のいずれも」とは、児童の父母、または主に児童を監護している方が該当します。なお父母がいる場合、その両方が該当します。

父または母のほかに上記の要件を満たさない同居の祖父母等がいる場合であっても、入会申請をすることができます。

※ 就労を予定しているなど申請時点で上記の要件を満たしていない場合でも、利用開始時点で要件を満たすときは、入会申請をすることができます。

この場合、申請時には内定通知などの就労等の予定が確認できる書類を必要書類の代わりに提出し、就労後、速やかに就労証明書などの必要書類を提出してください。

※ 退職等で上記の要件に当てはまらなくなった場合、事由が生じた月の末日をもって児童クラブを退会する必要があります。